

平成25年7月11日

国土交通省

九州地方整備局

長崎河川国道事務所

事業所等の自衛水防への取組みを支援します！

～水防法改正に伴う支援～

7月11日から施行される改正水防法において、地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等（以下、「事業所等」）については、避難確保計画又は浸水防止計画の作成等の自衛水防の措置を行うことが盛り込まれました。

このため、長崎河川国道事務所では、相談窓口を設け、事業者等の自衛水防の取組みを積極的に支援します。

【ポイント】

○背景

- ・全国各地で豪雨災害が多発する一方、水防団員の減少等による地域の水防力の弱体化が進む中で、多様な主体の参画による地域の水防力の強化が求められていたことから、第183回国会において水防法が改正されました。
- ・今般の法改正により、市町村地域防災計画に定められた事業所等の所有者又は管理者が、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を行うこととなります。

問い合わせ先

長崎河川国道事務所

副所長（河川） 村上 博（内線204）

調査第一課長 金子 努（内線351）

TEL 095-839-9211（代表）

095-839-9859（直通）

○相談窓口(災害情報普及支援室)

(1) 支援内容

- ① 河川等のハザードマップの作成に関する技術支援
- ② 避難確保計画又は浸水防止計画の作成を行う施設の所有者又は管理者への技術支援
- ③ 各河川で既に設置されている水防協議会等で、各施策の普及・支援
- ④ その他、災害情報を普及するために必要な支援

(2) 構成

※別紙 2 参照

(3) 自衛水防に係る事業所等

市町村地域防災計画に定める浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等（以下「事業所等」）の所有者等に対し、市町村長から洪水予報等が直接伝達されます。

事業所等 (浸水想定区域内で市町村地域防災計画に記載)	地下街	高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者利用施設	大規模工場等 (申出のあったもの) (※1)
措置の義務付け	義務 (市町村長からの指示に従わない場合、公表の措置あり)	努力義務	努力義務
措置の内容	・避難確保計画の作成 ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施	・避難確保計画の作成 ・訓練の実施	・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施
自衛水防組織	<u>自衛水防組織の設置義務あり、構成員の市町村長への報告</u>	<u>自衛水防組織を設置した場合、構成員の市町村長への報告</u>	<u>自衛水防組織を設置した場合、構成員の市町村長への報告</u>

※1：大規模工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの

※表中の赤字は今回の法改正で拡充

(4) 想定される支援内容例

- 事業所等の所有者又は管理者による避難確保計画又は浸水防止計画の作成、自衛水防組織の設置及び訓練の実施を行おうとする際の技術的な助言
- 当該事業所等の訓練と併せた洪水予報等の情報の伝達訓練の実施

等

(別紙2)

相談窓口（災害情報普及支援室）構成員一覧表（長崎県）

事務所名	構成員	役職	氏名	代表窓口	連絡先
長崎河川国道事務所	室長	副所長（河川）	村上 博		TEL:095-839-9211 (内線351) [調査第一課内]
	スタッフ	調査第一課長	金子 努	○	